

県南広域振興局長告示第80号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年6月14日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370501264	有限会社介護リフォームセンター	有限会社介護リフォームセンター花巻営業所	花巻市石鳥谷町小森林第4地割183番地1	平成28年6月30日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370501264	有限会社介護リフォームセンター	有限会社介護リフォームセンター花巻営業所	花巻市石鳥谷町小森林第4地割183番地1	平成28年6月30日